

○議長（瀬之間康浩君）次に、白井正子君。

〔白井正子君登壇、拍手〕

○白井正子君 日本共産党を代表して3件の議案について質問します。

初めに、市第158号議案横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正は、児童福祉法改正に伴う内閣府令の基準に合わせた関係条例の一部改正です。

これには医療型児童発達支援及び児童発達支援の規定が含まれます。本市では全国でも先進的な取組がされてきた地域療育センターで診療と主に未就学児の通園が行われており、医療型児童発達支援として肢体不自由のお子さんが医師の管理の下でリハビリを行うクラスと児童発達支援としてのクラスがあります。今回の改正で医療型児童発達支援と児童発達支援の一元化が行われます。児童発達支援に一元化されることでリハビリを行うクラスの位置づけが弱くなることがあってはなりません、本市の地域療育センターが担ってきた役割、機能、位置づけはどう担保するのか、伺います。

また、今回の改正では障害児支援の放課後等デイサービスについての規定もあります。放課後等デイサービスは小中学生が授業の終了後や休業日に通いで必要な訓練を行う事業で、今回の改正では放課後等デイサービスの事業者などに自己評価などを保護者にも示すことを求めるなど質の高い発達支援を推進するとしています。保護者は学校と放課後等デイサービスとで子供の発達について必要な情報共有を願いますが、保護者から必要な情報共有が行われていないと聞くことがあります。横浜市版放課後等デイサービスガイドラインには、放課後等デイサービス事業所は、保護者の同意を得た上で学校における個別の教育支援計画等と連動する個別支援計画を作成し情報共有に努めるとされていますが、情報共有が実際にどのように行われているのか、現状認識を伺います。

また、ガイドラインどおり情報共有されるような手だてを打つのか、伺います。

続いて、市第159号議案横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例等の一部改正は、国の基準省令等で示された内容についての条例改正です。

改正する内容には、障害者が希望する地域生活を実現、継続するための支援の充実として障害者入所施設における地域移行の推進がありますが、移行後の支援体制はまだ不十分で、また、国の入所施設削減ありきで地域移行が進められている側面があります。国は、2023年度までの4年間の第6期障害福祉計画で入所施設者数を1.6%以上減らし、地域移行者数を6%以上とする目標です。本市の第4期障害者プランにはアパートでの一人暮らしやグループホーム、入所施設での暮らしなど障害のある人も自分が住みたい場所で暮らせるようにしますとありますから、施設に入れる状況をつくり出すべきです。身近なところに入所施設を望む障害当事者の意向の尊重はどう考えるのか、伺います。

住みたい場所としてグループホームを選ぶに当たっては、障害特性や日中活動に通える距離にあることも含めて本人の意向に合う候補先として数が足りていることが必要です。本市

は障害者グループホームを毎年200件ずつ増やしていますが、精神障害、知的障害など障害種別の増設計画はないことから本人の意向に合うだけの数には足りておらず選択肢は限られていると声を聞いています。グループホームの数についてどう認識しているのか、伺います。

また、今回、福祉的就労へつなげる取組として就労選択支援事業が新たに創設され、2025年から就労継続支援B型事業所、A型事業所等での作業体験の支援が想定されています。これを機に本市の関連する事業を強化する必要があります。市役所、区役所などでのショップや地区センターなどでのカフェ、またパンの販売など福祉的就労に接する機会があり、市民に向けた啓発が行われていますが、一方で企業など一般就労につなげる全国でも先進的な取組をしている9か所の就労支援センターがあることはまだまだ市民に知られていないように思います。就労支援センターの実践を市民に知らせること、また、就労選択支援事業所の創設を機に就労支援センター、特別支援学校卒業時の就労支援などを含めた本市としての就労支援全体の方針を策定すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、第160号議案は横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正で、介護保険法、老人保健法、社会福祉法の規定に基づく基準省令で示された内容についてのものです。

内容には地域包括ケアシステムの深化、推進としてケアマネジャーが働く居宅介護支援事業所の人員配置が含まれています。ケアマネジャーはケアプランを作成し定期的な状況の確認を行う業務で、要支援1、2の人のケアプラン作成などはこれまで本市の地域包括支援センターで行われていましたが、2024年度から居宅介護支援事業所が直接実施することができるようになること、報酬単価が増額されることなどの改定に加えてケアマネジャー1人が扱うケース数の上限が拡大されます。これまでは35件でしたが最大50件未満となり、3分の1と換算する要支援の件数を含めれば実際の人数はもっと増えます。ケアマネジャーは5年ごとの資格更新が求められ、医療連携の必要なケースや困難ケースも多く、今回1人の持ち件数が増えればケアマネジャー1人の負担が過重となる場合が想定されます。これではなり手が減りケアマネジャー不足につながるのではないかと考えますがどうか、伺います。

また、今回介護つき有料老人ホームでの人員配置基準の引下げが行われ、通常利用者3人に職員1人のところ、見守りセンサー等を複数設置するなどで認められれば職員0.9人でよいとされます。これは経営者側に立ったものであり、労働者側に立ったものではありません。人材不足の中での改定であり、既に特別養護老人ホームで見守りセンサー等の設置で夜間の職員数の引下げが行われてきましたが、人員不足が解消されたわけではありません。私たちは介護現場での機器の活用を否定するものではありません。見守りセンサー等の機器を活用して現場で働く職員の方の多重労働を少しでも補助するものであればどんどん活用すべきと思います。しかし、機器の活用で配置基準を減らすということは人員不足に拍車をかけ

ることになるのではないのでしょうか。今回の職員数の引下げも人材不足の解消にはつながりません。個々の介護職員等にとっては過重負担になると考えますが、見解を伺います。

また、特別養護老人ホームの経営状況が全国で初の赤字となり、本市でも同様に、働き手不足、入所希望者不足で安定稼働できないことが要因と聞いています。高齢者実態調査での回答では、施設、事業所職員の不足状況について、特養、老健では不足が約7割と大半を占めています。居宅介護サービスでも全国でホームヘルパー不足の中、国は訪問介護事業所が他の介護サービスより高い利益率を上げているとの厚生労働省2023年度介護事業経営実態調査を根拠に訪問介護の基本報酬を二、三%引き下げる予定ですが、訪問介護事業所の4割が赤字であることがこの同調査から分かっています。今回の人員配置基準の引下げに伴う現場に与える影響によってさらなる人材不足を招く懸念があります。

本市調査では、施設、事業所を運営する上での課題を聞いたところ、良質な人材の確保が難しいは、特養、老健、居住系、訪問、通所系で最も多くなっており、次いで、今の介護報酬では人材の確保、定着のために十分な賃金を払えないとなっています。全ての対象施設、事業所で人材の確保に関連する課題が上位となっている実態を直視すれば、不足する介護人材をどう確保していくのかが本市が責任を持って進めるべきことです。厚生労働省の2020年度の介護人材の確保・資質の向上に向けた市町村の取組促進に関する調査研究事業では、対策協議会を設置している新潟市、確保すべき介護人材数について推計、公表したことで関係者間で問題意識が共有され前進につながった武蔵野市や堺市が紹介されています。本市も市民と問題意識を共有することです。

そこで、本市独自に介護人材の不足数を推計し対策を打つ特別な体制を組み、期限を決めた確保計画を持つ必要があると考えますが、見解を伺って終わります。（拍手）

○議長（瀬之間康浩君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 白井議員の御質問にお答えいたします。

市第158号議案について御質問をいただきました。

一元化に伴う地域療育センターの役割、機能及び位置づけの担保についてですが、児童福祉法改正等により福祉型と医療型に分かれていた児童発達支援センターを一元化するとともに地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。本市では従前から地域療育センターに児童発達支援センターを設置し地域の中核機関の役割を担っております。また、医療型児童発達支援の統合後も現在の人員配置やサービスの内容に変更はございません。

市第159号議案について御質問をいただきました。

障害者入所施設からの地域移行は定員削減ありきではなく、障害者本人の意思を尊重して進めるべきとのことですが、障害者入所施設は、御本人の暮らしを支えつつ地域で自立した

生活を送ることができるよう支援に取り組んでおります。今回の条例改正では障害のある方の意思決定支援を推進することとしており、地域移行に当たりましてはこれまで以上に意思や希望を丁寧に把握し御本人が望む暮らしの実現に向けて取り組んでまいります。

本人の希望に合う障害者グループホームの数がなく見つからないとのことですが、本市では現在、障害者プランに沿って毎年40ホーム200名分の整備を進めております。入居に当たりましては、支援者が御本人の希望を丁寧に伺い体験等によるマッチングを行っております。また、昨年12月から既存のホームの空き室情報を関係機関に提供し、迅速な入居につなげております。引き続きこれらの取組を推進し一人でも多くの方が希望するホームに入居ができますよう支援をしてまいります。

就労支援センターの実践を市民の皆様には知らせ就労支援の方針の策定を行うべきとのことですが、就労支援センターの取組は障害者就労に関するシンポジウムや企業への出前講座等を通じて紹介しており、今後もさらなる周知を図ってまいります。また、就労支援の方針として、障害者プランにおきまして一般就労の促進と定着支援の充実、幅広い仕事や工賃の向上、就労に対する理解促進の3つの方向性を掲げ施策を展開しております。今後も取組を充実させ支援を進めてまいります。

市第160号議案について御質問をいただきました。

ケアマネジャーの負担が過重となり、ケアマネジャー不足につながるのではないかとのことですが、ケアマネジャー1人当たりのケアプラン取扱件数の上限が引き上げられたことにより負担増となる可能性がございます。一方で、介護報酬が増えることでケアマネジャーの処遇の改善につながることを期待されます。本市としては、事業所へのICT導入の促進や好事例の横展開、そして国に対する処遇改善の拡充等の要望などの取組を通じましてケアマネジャーの確保や定着に向けてしっかりと取り組んでまいります。

介護つき有料老人ホームの人員配置基準の引下げが職員の過重負担になるのではないかとのことですが、人員配置基準の特例が認められるのは、ICT機器の活用や職員間の適切な役割分担の取組等により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われている場合に限定されております。このため介護職員の過重負担にはつながらないものと考えております。

市独自の介護人材確保計画を持つ必要があるとのことですが、4月から始まる第9期高齢者保健福祉計画において介護人材の確保を重要課題として取組を進めます。新たに介護職経験者の復職支援や外国人人材の確保、介護現場の生産性向上などに取り組むとともに国が示す介護人材の必要数も参考に中長期的な見通しを立てながら進めてまいります。

以上、白井議員の御質問に御答弁を申し上げます。

残りの質問につきましては副市長から答弁をいたします。

○議長（瀬之間康浩君）大久保副市長。

〔副市長 大久保智子君登壇〕

○副市長（大久保智子君）市第158号議案について御質問をいただきました。

放課後等デイサービスと学校での個別支援計画などの情報共有及び支援策についてですが、条例では、放課後等デイサービス計画を作成するときに障害児の置かれている環境等の評価を通じてアセスメントを行うと規定をしております。また、本市独自のガイドラインで事業者と学校相互の支援方針等の共有を求めているところでございます。今月中には全ての事業者を対象に対面での説明会を開催する予定としておりまして、この場において条例の趣旨やガイドラインの内容を丁寧に周知をするなど事業者と学校相互のさらなる情報共有を促し連携を推進してまいります。

以上、御答弁申し上げます。